

# 司法試験委員会会議（第18回）議事要旨及び議事録

（司法試験委員会庶務担当）

- 1 日時  
平成17年3月17日（木）14：00～16：00
- 2 場所  
最高検察庁大会議室
- 3 出席者  
（委員長）上谷清  
（委員）浅海保，小幡純子，神垣清水，本間通義（敬称略）  
（新司法試験問題検討会委員）山口厚，高桑昭（敬称略）（議題1についてのみ出席）  
（同委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課））  
    稲田伸夫人事課長，横田希代子人事課付，丸山嘉代人事課付，古宮義雄試験管理官
- 4 議題
  - (1) 新司法試験問題検討会における検討結果について
  - (2) 新司法試験における試験科目の範囲について
  - (3) 平成18年新司法試験考査委員の推薦について
  - (4) 平成17年度司法試験第二次試験考査委員の推薦について
  - (5) 司法試験受験特別措置の基準等について
  - (6) 平成17年度司法試験第二次試験における受験特別措置について
  - (7) 司法試験第一次試験の問題の公表について
  - (8) 司法試験委員会幹事の解任について  
    議題(2)については，司法試験委員会議事細則第5条第2項に基づき議事録を作成
- 5 配布資料
  - 資料 1 後期検討事項の検討結果について（報告）
  - 資料 2 平成18年から実施される司法試験における試験科目の範囲について（答申）
  - 資料 3 平成18年新司法試験考査委員候補者名簿
  - 資料 4 平成17年度司法試験（第二次試験）考査委員推薦候補者名簿
  - 資料 5 司法試験短答式試験のユニバーサル・デザイン - 弱視受験者に対する試験時間延長率の推定と拡大文字問題の改善について -
  - 資料 6 - 1 司法試験受験者に対する受験特別措置の取扱い（別紙は資料

6 - 2 として掲載)

- 資料 6 - 2 受験特別措置の基準
- 資料 7 司法試験受験特別措置申請書
- 資料 8 診断書
- 資料 9 司法試験受験特別措置検討会開催要領
- 資料 10 司法試験委員会幹事名簿

## 6 議事等

### (1) 新司法試験問題検討会における検討結果について

新司法試験問題検討会から必須科目グループの山口座長及び選択科目グループの高桑座長が出席し、山口座長から、資料1に基づいて、新司法試験問題検討会における後期検討事項の検討結果について報告がなされた。また、資料1を法務省ホームページに掲載して広報することとされた。

### (2) 新司法試験における試験科目の範囲について

【上谷委員長】それでは、次の議題「新司法試験における試験科目の範囲について」に移ります。事務局から説明してください。

(事務局から、法務大臣から、省令で新司法試験試験科目の範囲を定めることについて諮問がなされていること(平成16年1月30日付け諮問第2号、司法試験委員会会議(第2回)配布資料1参照)、昨年4月以来、新司法試験問題検討会において試験科目の範囲について検討がなされ、必須科目(司法試験委員会会議(第12回)配布資料2参照)及び選択科目(司法試験委員会会議(第14回)配布資料3参照)それぞれについて、司法試験委員会に報告がなされたこと、資料2の答申案は各科目の報告結果に基づくものであることについて説明。)

【上谷委員長】ただ今事務局から説明がありましたとおり、配布資料の答申案のとおり法務大臣の諮問に対して答申を行うことについて、何か御意見ございませんでしょうか。

現在商法等の法改正作業が行われているようですが、この答申に対して何か影響はあるのでしょうか。例えば形式の面などでは配慮は必要でしょうか。

【稲田人事課長】おっしゃるとおり商法改正の影響が考えられるところでございますが、本答申の現時点では、改正商法は国会に提出されていないところでございますし、また今後編名の変更等がありましても、あくまでも法律の技術的な面の問題になるかと思いますので、現時点での商法を念頭に答申いただければよろしいかと思います。

【上谷委員長】分かりました。それでは、事務局の原案どおりということによる

しいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように決定します。この答申のこの後の取扱いはどうなりますか。

【稲田人事課長】御決定いただきました答申につきましては、速やかに書面により法務大臣に報告をさせていただきます。また、できるだけ早期に省令の制定手続を進めたいと考えております。

(3) 平成18年新司法試験審査委員の推薦について

平成18年新司法試験審査委員として、資料3記載の候補者を法務大臣に推薦することが決定された。

なお、平成18年新司法試験審査委員は、平成18年に実施される新司法試験の問題作成、採点、合否判定等を行うほか、本年8月に実施予定の新司法試験プレテストについても、問題の作成、採点及び分析・検討を行うものとされた。

(4) 平成17年度司法試験第二次試験審査委員の推薦について

平成17年度司法試験第二次試験審査委員について、資料4下段記載の者の解職に伴い、上段記載の候補者を法務大臣に推薦することが決定された。

(5) 司法試験受験特別措置の基準等について

事務局から、身体に障害等があるため受験上何らかの措置を必要とする受験者に対する受験特別措置の取扱いについて報告と提案がなされた。

本件については受験特別措置検討会において協議されたが、その結果、検討会において、受験特別措置を基準化すること、申請書類等の様式を定型化すること、個別の案件について機動的な審査体制を構築することが合意されたことが報告されるとともに、検討会による「受験特別措置の基準(案)」「(資料6-1の別紙, 資料6-2)」「受験特別措置申請書(案)」「(資料7)」「診断書(案)」「(資料8)」「受験特別措置検討会開催要領の改正案」(資料9)が委員会に示された。

続いて、個別の受験特別措置については、試験時間等に変更を伴う受験特別措置については、司法試験委員会があらかじめ定めた「受験特別措置の基準」によるものに限り、人事課長がこれを定めることができること、

試験時間等に変更を伴わない受験特別措置については、人事課長がこれを定めることができること、司法試験委員会は、必要に応じて受験特別措置の基準を変更することができること、などが提案され、協議の結果、

受験特別措置の基準と合わせてこれらの内容（資料 6 - 1）が決定され、併せて提案された申請書類等、受験特別措置検討会開催要領改正案も了承された。

なお、この決定に基づいた受験特別措置の運用については、申請書類等の定型化を除き、平成 17 年度の短答式試験から実施されることでも了承された。

(6) 平成 17 年度司法試験第二次試験における受験特別措置について

事務局より、後天性の全盲で点字教育を全く受けていない受験者から、平成 17 年度第二次試験短答式試験の出題及び答案作成に当たりパソコンの使用等の特別措置について申し出があったことについての説明があり、協議の結果、一定の条件のもとにこれを措置すること及び使用に際しての実施要領は法務省大臣官房人事課長において定めることが決定された。

(7) 司法試験第一次試験の問題の公表について

事務局から、以下のとおり、平成 17 年度司法試験第一次試験の試験問題の公開について報告があり、了承された。

平成 17 年度司法試験第一次試験の試験問題を法務省ホームページ上で公開する。ただし、公開することにより著作権の使用料が発生する著作物及び照会先が不明な外国著作権者の著作物を利用した部分については除く。第一次試験の試験問題については、来年度以降も同様の取扱いとする。

(8) 司法試験委員会幹事の解任について

任務の終了に伴い、資料 10 記載の司法試験委員会幹事を解任することが決定された。

7 次回の開催日程等について

次回第 19 回委員会会議は、4 月 14 日（木）午後 2 時から開催することが確認された。

以 上